

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定議案の説明

(9) 議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第14号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月12日

健康福祉局

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1

第8期介護保険事業計画期間(令和3年度～令和5年度)における保険料率を定めるもの

【主な改正内容】

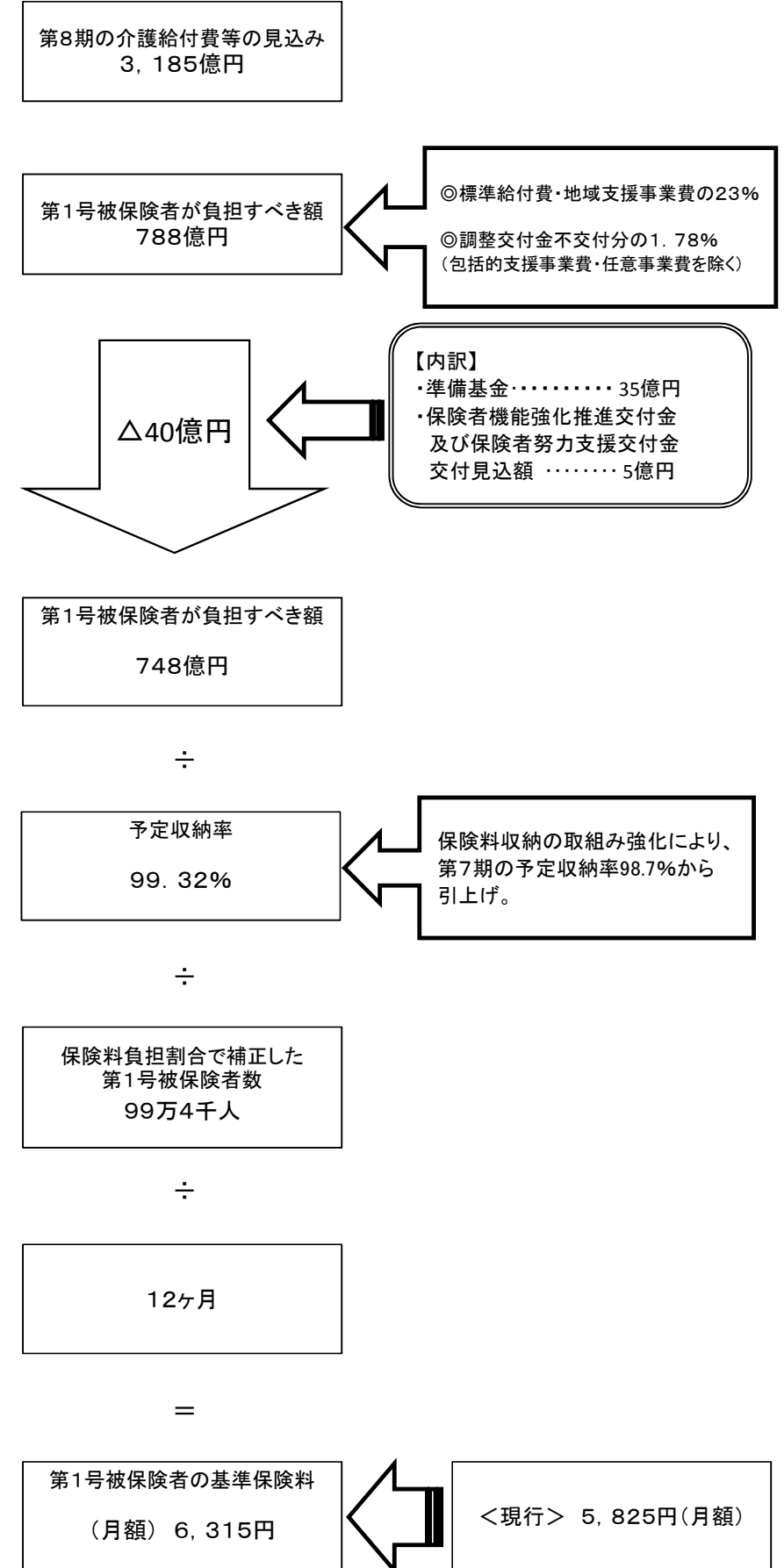
- ・ 現行第14段階の区分を、合計所得が「1,000万円以上1,500万円未満」を第14段階、「1,500万円以上2,000万円未満」を第15段階、「2,000万円以上」を第16段階に細分化し、現行の14段階設定から16段階設定に変更。
- ・ 第10段階以上の負担割合の見直し。
- ・ 保険料段階の細分化、保険料率の見直しとともに、介護保険給付費準備基金等の活用及び予定収納率の引き上げにより保険料基準額の上昇を可能な限り抑制。

【第7期及び第8期における段階別保険料率の比較】

第7期(平成30～令和2年度)					第8期(令和3～5年度)				
保険料段階	対象者の所得基準	負担割合(×基準額)	保険料率(円)	概ねの保険料月額(円)	保険料段階	対象者の所得基準	負担割合(×基準額)	保険料率(円)	概ねの保険料月額(円)
1	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者等	0.3(0.5)	20,970(34,950)	1,748(2,913)	1	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者等	0.3(0.5)	22,734(37,890)	1,894(3,158)
2	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.3(0.5)	20,970(34,950)	1,748(2,913)	2	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.3(0.5)	22,734(37,890)	1,894(3,158)
3	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であるもの等	0.4(0.65)	27,960(45,435)	2,330(3,786)	3	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であるもの等	0.4(0.65)	30,312(49,257)	2,526(4,104)
4	世帯全員が市町村民税非課税者で、第1・第2・第3段階以外のもの等	0.7(0.75)	48,930(52,425)	4,078(4,368)	4	世帯全員が市町村民税非課税者で、第1・第2・第3段階以外のもの等	0.7(0.75)	53,046(56,835)	4,420(4,736)
5	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.90	62,910	5,243	5	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.90	68,202	5,683
6	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、第5段階以外のもの等	1.00	69,900	5,825	6	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、第5段階以外のもの等	基準額	75,780	6,315
7	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円未満のもの等	1.15	80,385	6,698	7	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円未満のもの等	1.15	87,147	7,262
8	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満のもの等	1.25	87,375	7,281	8	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満のもの等	1.25	94,725	7,893
9	市町村民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの等	1.50	104,850	8,738	9	市町村民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの等	1.50	113,670	9,473
10	市町村民税課税者で、合計所得金額が300万円以上350万円未満のもの等	1.60	111,840	9,320	10	市町村民税課税者で、合計所得金額が300万円以上350万円未満のもの等	1.65	125,037	10,419
11	市町村民税課税者で、合計所得金額が350万円以上500万円未満のもの等	1.70	118,830	9,903	11	市町村民税課税者で、合計所得金額が350万円以上500万円未満のもの等	1.75	132,615	11,051
12	市町村民税課税者で、合計所得金額が500万円以上700万円未満のもの等	1.90	132,810	11,068	12	市町村民税課税者で、合計所得金額が500万円以上700万円未満のもの等	2.00	151,560	12,630
13	市町村民税課税者で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満のもの等	2.10	146,790	12,233	13	市町村民税課税者で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満のもの等	2.20	166,716	13,893
14	市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上のもの等	2.30	160,770	13,398	14	市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上1,500円未満のもの等	2.40	181,872	15,156
					15	市町村民税課税者で、合計所得金額が1,500万円以上2,000円未満のもの等	2.60	197,028	16,418
					16	市町村民税課税者で、合計所得金額が2,000万円以上のもの等	2.80	212,184	17,682

※第1から第4段階については、()内に、本則の規定である、公費軽減前の割合と金額を記載。なお、第7期の保険料率等は、公費軽減完全実施後の令和2年度の金額を記載。

【第8期介護保険料算定の手順】



川崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号 (保険料率及び保険料額)</p> <p>第8条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定をするものとし、当該各年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>37,890円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者 イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)第22条第21号イの規定により要保護者とみなされた者に限る。)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>37,890円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号ハに掲げる者 イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(前号イに該当する者を除く。)</p> <p>(3) 政令第39条第1項第2号に該当する者 <u>49,257円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第3号に該当する者 <u>56,835円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第4号に該当する者 <u>68,202円</u></p> <p>(6) 政令第39条第1項第5号に該当する者 <u>75,780円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87,147円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第</p>	<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号 (保険料率及び保険料額)</p> <p>第8条 <u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定をするものとし、当該各年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>34,950円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者 イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)第22条第21号イの規定により要保護者とみなされた者に限る。)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>34,950円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号ハに掲げる者 イ 政令第39条第1項第1号ニに掲げる者(前号イに該当する者を除く。)</p> <p>(3) 政令第39条第1項第2号に該当する者 <u>45,435円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第3号に該当する者 <u>52,425円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第4号に該当する者 <u>62,910円</u></p> <p>(6) 政令第39条第1項第5号に該当する者 <u>69,900円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>80,385円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第</p>

改正後	改正前
<p>26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 94,725円</p> <p>ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 113,670円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに</p>	<p>26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 87,375円</p> <p>ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 104,850円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>125,037円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>132,615円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>151,560円</u></p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))、<u>次号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>166,716円</u></p> <p>ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>111,840円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))、次号イ、第12号イ <u>又は</u> 第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>118,830円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))、次号イ <u>又は</u> 第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>132,810円</u></p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)) <u>又は</u> 次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>146,790円</u></p> <p>ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも</p>

改正後	改正前
<p>の（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）<u>、次号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 181,872円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(15) 次のいずれかに該当する者 197,028円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 212,184円</u></p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>22,734円</u>とする。</p> <p>3 第1項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>30,312円</u>とする。</p> <p>4 第1項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>53,046円</u>とする。</p> <p>5 前各項の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、その10円未満の端数を切り捨てる。</p>	<p>の（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p><u>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 160,770円</u></p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和2年度</u>における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>20,970円</u>とする。</p> <p>3 第1項第3号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和2年度</u>における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>27,960円</u>とする。</p> <p>4 第1項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者に係る<u>令和2年度</u>における保険料は、減額賦課するものとし、その保険料率は、<u>48,930円</u>とする。</p> <p>5 前各項の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、その10円未満の端数を切り捨てる。</p>

改正後	改正前
<p>(保険料の賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料額)</p> <p>第12条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 前項の規定により保険料額を算定する場合には、第8条第1項中「当該各年度の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」として、同条を適用する。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p> <p>4 保険料の賦課期日(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項において同じ。)後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第8条第1項第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ</u>のいずれかの規定(以下「被保護者等該当規定」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで保険料の賦課期日において課された保険料を月割をもって算定した額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割をもって算定した額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料額が保険料の賦課期日において課された保険料額以上となる場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項及び前2項の規定により算定された当該年度における保険料額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>附 則</p>	<p>(保険料の賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料額)</p> <p>第12条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 前項の規定により保険料額を算定する場合には、第8条第1項中「当該各年度の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」として、同条を適用する。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p> <p>4 保険料の賦課期日(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項において同じ。)後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第8条第1項第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>若しくは第13号イ</u>のいずれかの規定(以下「被保護者等該当規定」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで保険料の賦課期日において課された保険料を月割をもって算定した額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割をもって算定した額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料額が保険料の賦課期日において課された保険料額以上となる場合は、この限りでない。</p> <p>5 第1項及び前2項の規定により算定された当該年度における保険料額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>(令和2年度における普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</p> <p>38～41 略</p>	<p>(令和2年度における普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)</p> <p>38～41 略</p>
<p>42 第10条第3項の規定は、附則第38項（附則第39項及び第40項において準用する場合を含む。）及び前項の規定により難い第1号被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額について準用する。</p>	<p>42 第10条第3項の規定は、附則第38項（附則第39項及び第40項において準用する場合を含む。）及び前項の規定により難い第1号被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額について準用する。</p>
<p><u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p>	
<p><u>43 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「規定する合計所得金額（）」とあるのは「規定する合計所得金額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」と、「する。以下同じ。）をいい」とあるのは「し」とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>44 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>45 第43項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(延滞金の割合の特例)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(延滞金の割合の特例)</p>

改正後	改正前
<p><u>46</u> 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p><u>43</u> 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>